

2022～2031

第2次 北栄町農業振興基本計画



全国で人気を誇る大栄西瓜



大型ハウスが並ぶ丘陵地帯



砂丘地で長いも、ねばりっこ栽培



人気のシャインマスカット

令和4年（2022年）3月 策定

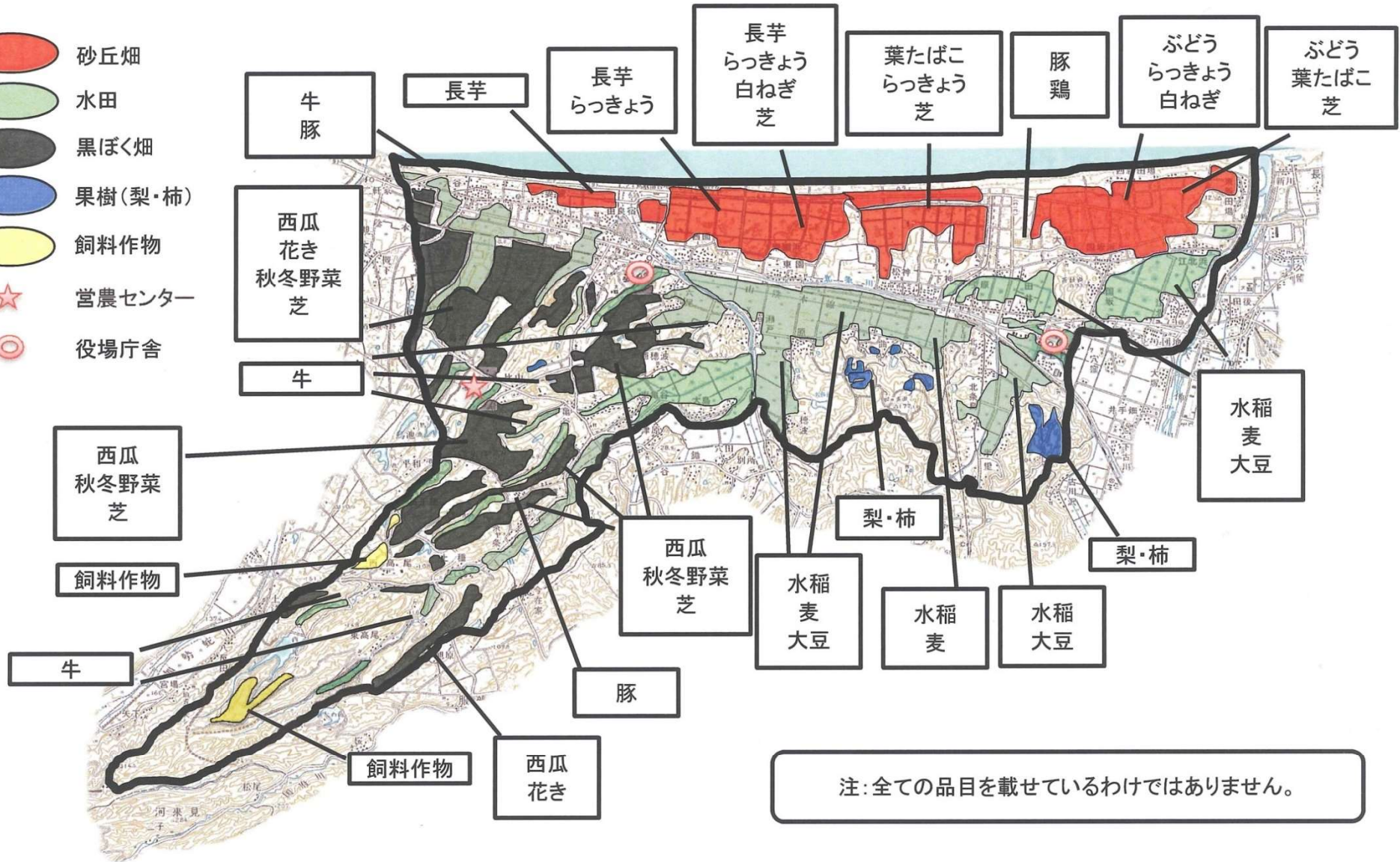
北 栄 町



11月、らっきょうの花畑が広がる

北栄町 農地・農畜産物分布図

-  砂丘畑
-  水田
-  黒ぼく畑
-  果樹(梨・柿)
-  飼料作物
-  営農センター
-  役場庁舎



注: 全ての品目を載せているわけではありません。

目次

ページ

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 2

第2章 北栄町農業の動向

- 1 北栄町農業の現状と課題
 - (1) 現状 3
 - (2) 課題 3～4

第3章 北栄町が目指す農業

- 1 将来像と体系図 5～6
- 2 目標と基本的（具体的）な取組
 - (1) みんなで農業に関わろう 7～8
 - (2) 所得を増やそう 9～10
 - (3) 安定して農畜産物をつくろう 11～12
 - (4) 食べよう 農業を知ろう 13
- 3 夢を実現できる農業のまちの数値目標 14～15

第4章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制 16
- 2 計画の進捗管理 17

参考資料 18～22



作付面積が増加傾向のブロッコリー



収穫したてのらっきょう

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

北栄町は、鳥取県の中央に位置し、北には日本海に面した白砂青松の景色が広がる北条砂丘があり、南には黒ぼく土の丘陵地帯が広がり、その中間には二級河川の由良川と北条川により豊かな恵みを受けた、なだらかな水田地帯が整備されている総面積57.15km²、東西約12.5km、南北約9.5kmの町です。

砂丘地では、天神川からの灌漑と砂地の作業性や排水性の良さをいかして、主にらっきょう、ぶどう、ながいも・ねばりっこ、白ねぎ、西洋芝などが生産され、丘陵地帯では、黒ぼく土の柔らかく、通気性、保水性、排水性に優れる野菜栽培に適した特性と西高尾ダムからの灌漑を活かして、主に西瓜、施設野菜（コマツナ、ほうれん草、小玉西瓜、ミニ・中玉トマト、メロン、キュウリ、葉ねぎなど）、ブロッコリー、キャベツ、花き（ストック、シンテッポウユリ、花壇苗など）、日本芝が生産されています。また、山間部の樹園地では梨、柿、水田地帯では主に水稻、麦、大豆の生産が行われており、それぞれの特性を活かし各農家が工夫をしながら営農しています。

しかし、海外を含む産地間競争の激化や、世界的な気候変動、消費者ニーズの変化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による資材価格の高騰など、国内農業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっています。また、地域農業においては農業担い手¹の高齢化や後継者不足、さらには農業所得の減少や耕作放棄地²の増加といった問題が深刻化しており、北栄町も例外ではありません。

こうしたなか、国は農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪とする農政改革を打ち出しました。

本町ではこうした状況を踏まえ、平成25年（2013年）9月に『北栄町農業のまちづくり条例』を施行しました。（巻末資料参照：P22）

この北栄町農業振興基本計画は、北栄町農業のまちづくり条例に掲げる基本理念を実現するために本町農業がとるべき方法を明らかにするものであり、農業者や町民、その他関係機関と連携して施策・事業を実施し、農業振興を推進していくことを目的としています。

平成26年度（2014年度）に北栄町農業振興基本計画をはじめて策定しましたが、これは平成26年度（2014年度）から令和3年度（2021年度）までを対象とした計画であったことから、近年の社会情勢の変化、町勢の変化も踏まえつつ、新たな計画を策定することとしました。

1 担い手：農業経営への意欲や能力のある農業者のうち、農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画の町の認定を受けた認定農業者などをいう

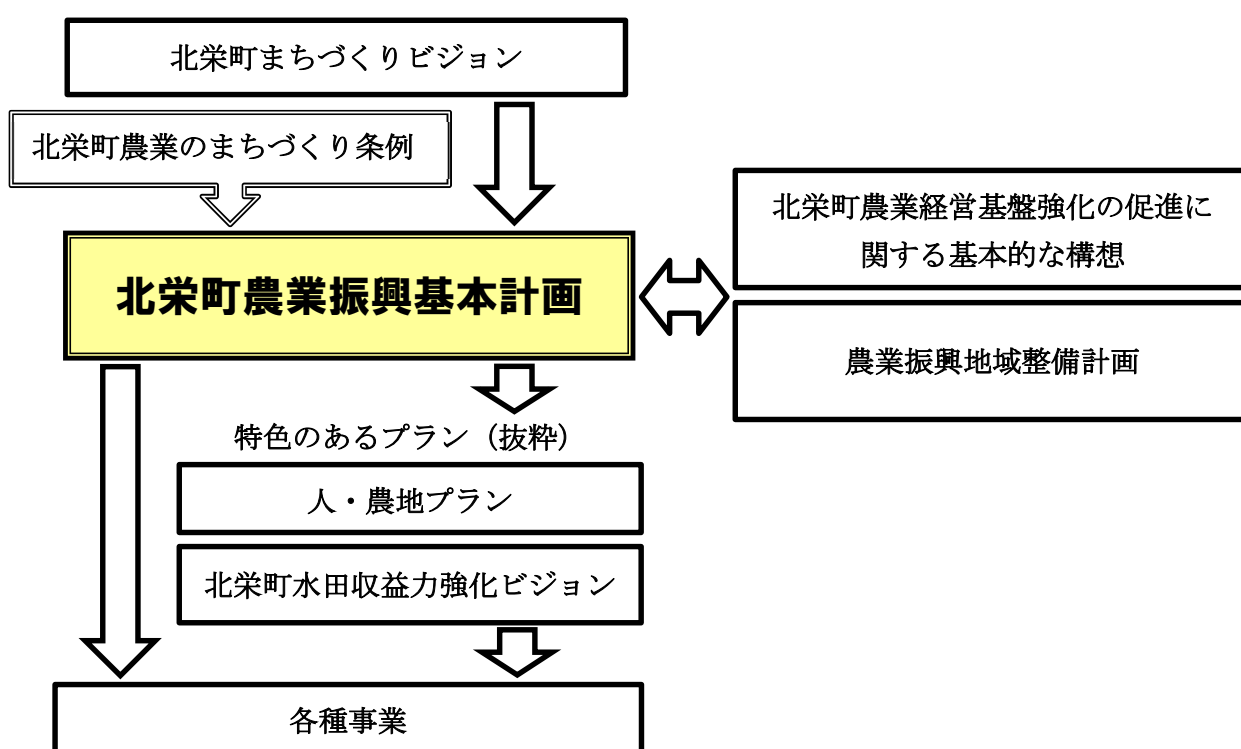
2 耕作放棄地：耕作されておらず、今後も耕作の見込みがない農地のこと

2 計画の位置付け

本計画は、北栄町農業のまちづくり条例第4条の規定に基づき、本町の農業振興を図るための具体的な施策を示すため策定するものであり、本町の農業関係計画の中では、最上位に位置するものです。

また、令和2年（2020年）9月に策定した「第2次北栄町まちづくりビジョン」の部門計画第1節「地域資源で稼ぎ賑わうまちづくり」第1項「農林業の振興」の実現を目指すものです。

計画の実施にあたっては、各種農業計画と整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、第2次北栄町まちづくりビジョンとの一体的な推進を図るため、目標年度を令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間を計画の期間として定めます。

また、農業を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、5年を目途に必要な応じて計画の見直しを行います。

第2章 北栄町農業の動向

1 北栄町農業の現状と課題

(1) 現状

北栄町の農業は本町の主要産業であり、農業産出額は令和元年（2019年）では約85億9千万円、内訳をみると野菜が47億9千万円と5割以上を占め、ついで米、果実、花きの順となっています。県内順位別にみると、産出額順に西瓜、やまのいも、花き、トマト、ぶどう、ほうれん草、いちご、二条大麦の区分で県内1位の産出額を誇っています。

2019年にG I³（地理的表示）登録がなされた大栄西瓜は、ここ数年単価の上昇が続き、令和2年（2020年）の総生産額は21億円を突破しました。また、ねばりっこについても栽培面積の増加が続き、生産者戸数も増えています。らっきょうについては鳥取県が全国1位の出荷量を誇りますが、県内2番目の一大生産地となっています。他にも砂丘地の寒暖差の激しい気候を活かしたぶどうが江戸時代から栽培されており、中四国地方最古のワイナリーも存在するなど、極めて多種多様な特産品が存在する県下でも有数の農業地帯です。



生産出額が西日本一のストック



長いも、ねばりっこの収穫

(2) 課題

北栄町の新規就農者は平成26年度（2014年度）から年平均約7人が補助事業を活用して就農しています。これは県内19市町村の新規就農者の約11%にあたり、未来の北栄町農業を支える担い手としての活躍が期待されます。また、新規就農の相談件数は平成26年度（2014年度）から年平均約38件（延べ）の相談があり、特に令和2年度（2020年度）以降コロナ禍による社会情勢の変化により、県内外から就農相談数が大きく増加しています。

一方で、基幹的農業従事者⁴は減少が続いており、令和2年（2020年）の年齢階層別構成

3 G I（ジーアイ）：地域独自の農林水産物などを農林水産省が認定し登録する

4 基幹的農業従事者：ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

員数では 60～70 代が全体の約 58%を占め、40 代以下の基幹的農業従事者は全体の約 16%に留まっており、高齢化が進んでいることが伺えます。

高齢化と後継者不足により、管理が行き届かないことによる耕作放棄地の増加、新たな借り手が見つからない空きハウス等設備の荒廃が進んでいます。増加する耕作放棄地は、近隣に雑草の種子や虫などの影響を及ぼすほか、再び農地として利用するために多大な負担が生じます。ハウス等設備も平成初期から積極的に導入してきたものが老朽化し、維持管理や更新等への再投資が必要となってきています。一方で、地方創生や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、地方への関心が高まる中、多様な人材が就農を目指す動きもみられ、今後は生産者同士が繋がり、産地が一体となって、より一層の担い手の育成・確保に取り組むことが重要です。

また、近年多発する大雨や大雪等の気象災害などで農地や農業用施設等の農業基盤にも甚大な被害が出ており、収入保険への加入、排水対策の強化やパイプハウスの補強などの災害に強い産地づくり及び保水機能や環境保全機能を発揮する水田の維持管理が課題となっています。

北栄町の産地維持・農地維持のためには小規模経営を望む生産者、規模拡大を望む生産者、また水田の集落営農経営等、多様な在り方を実現し心身ともに健康的な経営を営むことがこれからの活力ある産地づくりに繋がります。

さらには、“自慢ができる北栄町の農業”を町民一人ひとりが実感し、これに自信をもって多くの人に薦めていくことが大切です。



中部畜産共進会のようす



ハウスで大きく育つ大栄西瓜



砂丘地の白ネギ栽培



需要が高まる花壇苗

第3章 北栄町が目指す農業

1 将来像と体系図

この計画が目指す農業の将来像を次のとおり掲げ、これを達成するために、4つの目標と基本施策を定めます。

【将来像】

夢を実現できる農業のまち

流通の多様化やデジタル化、スマート農業化等のためのインフラ整備の必要性など、急速な社会情勢の変化が起きる中、農業者の中でも所得の増加や規模拡大を目指す生産者だけでなく、心のゆとりや暮らしの豊かさを重視する生産者等選択肢が広がっています。北栄町はすべての農業者がそれぞれのライフスタイルにあった選択ができ、その目標を実現することで農業の持続的な発展に繋がると考え、未来に向けて進化を続ける農業のまちづくりを目指します。



団地化して新規就農者の受入を図る梨



とろ〜り半熟「あんぽ柿」

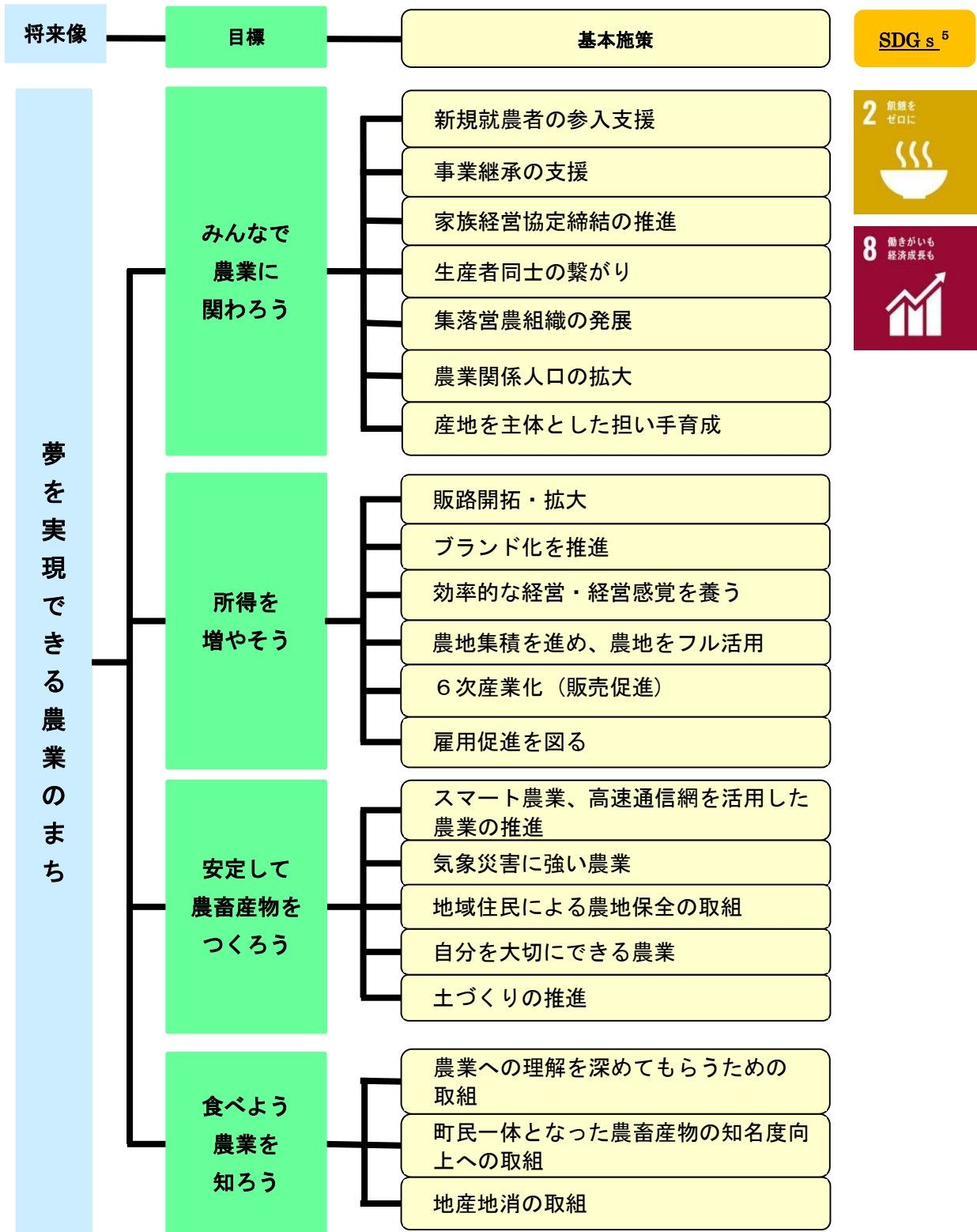


「ナンチューーまい」中玉トマト



水田転作で二条大麦を栽培

夢を実現できる農業のまち 体系図



5 SDGs：持続的な開発目標（Sustainable Development Goals）という2016年から2030年までの国際的な目標のこと。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

2 目標と基本的（具体的）な取組

(1) みんなで農業に関わろう

①新規就農者の参入支援

- ・関係機関と連携し、相談から就農まで継続した支援ができる体制を強化する。
- ・研修にあたっては、鳥取県立農業大学校や鳥取県農業農村担い手育成機構などが開催する農業研修や支援等の活用を促進する。
- ・就農にあたっては、国・県等の就農支援策も活用し、就農初期の負担軽減を図る。
- ・資材の高騰に対応するための取組を支援する。
- ・農業者（若者）の組織化に取り組み、その活動を後押しする。

【主な取組】

- ・就農相談員の設置
- ・「農業経営支援センター」との連携支援

②事業継承の支援

- ・第三者農業経営継承による事業開始や離農者の農地、施設、機械を新規就農者が活用できるよう支援する。

【主な取組】

- ・農業者、生産部組織、JA、農業委員会、県等各関係機関との情報共有

③家族経営協定締結の推進

- ・農業に携わる世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できるよう家族経営協定⁶を結び、みんなで実行していく。

【主な取組】

- ・農業委員会による家族経営協定締結の支援

④生産者同士の繋がり

- ・地域農業の核として、認定農業者⁷の育成を推進する。
- ・協議会等での経営部門、世代を超えた繋がりづくりを支援する。

【主な取組】

- ・認定農業者協議会の運営推進

6 家族経営協定：家族で農業に携わる世帯が、経営方針や役割について家族で話し合っ取り決めること

7 認定農業者：市町村が農業経営改善計画を認めた人のこと。国をはじめ、重点的に支援措置が与えられる

⑤集落営農組織の発展

- ・農業の持続的な発展と農地の保全のため、集落営農⁸及び法人を支援する。
- ・集落営農の広域化を検討する。
- ・水田転換畑における園芸品目等の栽培を推進する。

【主な取組】

- ・経営多角化のための農業再生協議会による水田農業経営の支援
- ・経営多角化に向けた技術習得、必要な機械、施設等の支援

⑥農業関係人口の拡大

- ・学校での地域学習等による北栄町の農業学習のほか、地域（集落）の農作業体験などで子どもの頃から農業にふれる機会を増やす。
- ・専業農家だけでなく、兼業農家のほかヘルパー制度や短期アルバイトの推進により農業人口の確保のほか農業関係人口の拡大を図る。

【主な取組】

- ・生産者と子どもたちとの収穫体験等の支援

⑦産地を主体とした担い手育成

- ・生産部会に新規就農担当を設置するなど、生産者自身が新規就農を支援する体制を整備し、自ら仲間を育てる風土作りを進める。

【主な取組】

- ・産地主体で就農支援に参画するモデル事例を支援

【取組の効果】

- ・新規就農者の増加
- ・家族経営協定の締結による役割分担の明確化
- ・優良農地の維持

8 集落営農：農家が集落単位等で集まり、集団で農業を行う組織。大規模化が図られ、効率的な経営が可能

(2) 所得を増やそう

①販路開拓・拡大

- ・都市部をはじめとする大消費地での直売を行う。また農畜産物フェアや物産展などを活用した販売促進活動を行う。
- ・農業と他分野との連携を促進し、生産性の向上に繋げる。

【主な取組】

- ・現地での販売促進のほか、オンラインなどによる情報収集への支援
- ・中部発！食のみやこフェスティバルへの出展

②ブランド化を推進

- ・生産者と行政、JA など関係者が連携して、ブランド⁹作物の販売を強化する。また、地域ブランド¹⁰を保護し、更なる確立に努める。
- ・高反収、高品質栽培技術の導入を加速させ、大栄西瓜をはじめとしたトップブランドの産地の形成を進める。
- ・畜産、酪農の収益力強化に向けた取組を支援する。

【主な取組】

- ・JA 等の集出荷施設の機能向上や新技術導入に対する支援
- ・「鳥取県和牛振興計画」に基づく取組を支援

③効率的な経営・経営感覚を養う

- ・効率的な農業経営に繋がるよう、生産、加工、販売、経営に関する講習会や研修会へ参加する。
- ・経営規模の拡大や複合経営の推進等により、経営基盤の強化を図る。
- ・法人化を目指す経営体に対して、関係機関が連携して支援する。

【主な取組】

- ・意欲のある農業者の「がんばる農家プラン」等を支援
- ・「とっとり農業経営支援ネットワーク」の活用

9 ブランド：商品の価値を高める概念。この計画では「大栄西瓜」など商標を取得したものを指す

10 地域ブランド：商品に地域イメージを結びつけられたもの
例) 砂丘ながいも 鳥取らっきょう (北条砂丘らっきょう) など

④農地集積を進め、農地をフル活用

- ・意欲ある担い手へ農地を集積する。
- ・農地中間管理機構の一層の機能強化と合わせて、JA、県等各関係機関との密接な連携を進めるほか、農業委員会と情報共有することにより、農地の有効活用を進める。

【主な取組】

- ・人・農地プラン実質化の推進
- ・農地中間管理推進員の設置

⑤6次産業化(販売促進)

- ・加工所施設や直売所の整備・販路開拓等を図り、農業の6次産業化¹¹に取り組む人を育成する。
- ・町の魅力と農畜産物を合わせた付加価値のある情報発信を行い、観光や滞在を含めた新たな農業の価値づくりを行う。

【主な取組】

- ・6次産業化のための試作や、生産・加工等の支援

⑥雇用促進を図る

- ・外国人材や副業希望者など、多様な農業人材の確保に向けた取組を支援する。
- ・経営者の労働関連法規等に対する理解を深めるとともに、適正な労働環境づくりを支援する。

【主な取組】

- ・規模拡大のための労働力確保に向けた雇用促進を支援

【取組の効果】

- ・各農畜産物の生産量の増加
- ・各農畜産物の販売額の増加

11 6次産業化：生産にとどまらず、加工、販売まで行うこと

(3) 安定して農畜産物をつくろう

①スマート農業、高速通信網を活用した農業の推進

- ・先端技術の積極的な活用、ドローンやIoT¹²などを活用したスマート農業について、関係者、関係機関と連携しながら導入を検討する。
- ・5Gなどの高速通信網を活用し、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提案する農業を支援する。

【主な取組】

- ・スマート農業を導入するための取組を支援

②気象災害に強い農業

- ・パイプハウスの補強や排水対策など、気象災害に強い農業づくりを支援する。
- ・セーフティネット制度への加入を啓発する。

【主な取組】

- ・農業経営収入保険への加入推進

③地域住民による農地保全の取組

- ・農業農村の持つ、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景などの様々な働き（多面的機能）が適切に発揮されるよう、地域住民みんなで行う農地や農業用水の維持への取組を支援する。
- ・水田をフル活用し、水稻・麦・大豆・新規需要米¹³等の作付拡大を図る。
- ・松くい虫被害の拡大を防ぎ、田畑の飛砂を防ぐ健全な松林を保持する。
- ・有害鳥獣被害対策を推進し、農作物被害の軽減を図る。

【主な取組】

- ・地域住民が自ら行う、農地維持や施設の長寿命化に関する取組を支援
- ・松くい虫による被害の拡散防止と抵抗性黒松等による松林の再生に対する取組を支援

12 IoT(アイオーティー):あらゆるものがインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称

13 新規需要米:飼料用米や米粉用米など、従来の主食用や加工用以外の用途とされる米のこと

④自分を大切にできる農業

- ・熱中症や機械器具の誤操作・不適切操作等による農作業事故を防ぐための取組を啓発する。
- ・健康診断の受診の推進等により、長くやりがいをもって働ける環境づくりを行う。
- ・農業経営における就農条件（労働時間等）の締結を奨励し、役割分担を明確にする。
- ・忙しい中でも、ゆとり（時間、空間、こころ、行動）を生み出す労働環境の構築を図る。
- ・研修会、ボランティア参加を奨励し、広い視野をもつ機会をもてる環境の構築を図る。

【主な取組】

- ・農作業安全の取組推進

⑤土づくりの推進

- ・土壌診断による適切な施肥や堆肥等の有機物を施用することにより、農産物の生産に適した豊かな土づくりを推進する。

【主な取組】

- ・みどりの食料システム戦略の取組を支援

【取組の効果】

- ・農業が作り出す景観や発揮する機能を守る
- ・災害に強い農業の進展



ひまわり畑と夏味ちゃん

(多面的機能活動支援交付金事業)



園児の稲刈り体験

(4) 食べよう 農業を知ろう

①農業への理解を深めてもらうための取組

- ・北栄町農業のもっている魅力を発信し、興味を持つ人を増やす。
- ・町ホームページ等により、本町の農業や農畜産物の情報を発信する。
- ・農園体験、農泊体験、食育体験等により生産者と消費者の交流の場を拡充する。

【主な取組】

- ・ホームページ、SNS 等を活用した情報発信

②町民一体となった農畜産物の知名度向上への取組

- ・ストーリーマーケティング¹⁴による情報提供を図る。
- ・一人ひとりが「北栄町は農業の町」であることを再認識し、北栄町の農産物のおいしさを宣伝する。

【主な取組】

- ・大栄西瓜マスコットキャラクター「夏味ちゃん」による各種 PR

③地産地消の取組

- ・学校給食や福祉施設等への地元農畜産物の利用拡大を図る。

【主な取組】

- ・地元食材を使用した給食の提供

【取組の効果】

- ・町民が農業に関心を持つ機会が増える
- ・地元の農畜産物を自慢できる

14 ストーリーマーケティング：商品の生産、販売に関して「物語」を加えること

3 夢を実現できる農業のまちの数値目標（KPI¹⁵）

「夢を実現できる農業のまち」を目指していくため、第3章で基本理念、目標、基本的な取組を定めました。ここでは、農家はもとより町民みんなで実現へむけて実践するため、具体的な数値目標を定めます。

まず、農業者1経営体あたりの農業売上額が、本計画の終了年度である令和13年度（2031年度）までに1,600万円となることを目指します。これは、農業経営にかかる経費等を差し引く前の金額であり、農業者や経営面積が増えること、各品目の生産量や販売額が増加することで売上額も増加していくことを根拠としています。目標数値は令和3年度（2021年度）の売上額1,387万円が、平成26年度（2014年度）の売上額1,211万円と比較して増加率が114.5%であるため、目標年度である令和13年度（2031年度）の売上額も令和3年度（2021年度）と比較して同等の増加率で設定しています。

単位：万円

年度	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	中間目標 R8	目標 R13
農業 売上額	1,211	1,114	1,213	1,337	1,267	1,197	1,177	1,387	1,400	1,600

※毎年の北栄町への主要な農業者の申告決算書をもとに算出（専業農家かつ町民税の支払いがある経営体を抽出）

※農業雑収入（交付金等）も含む

※1月～12月の暦年調査。年度は課税年度。数値は前年の売上額を反映

次に、これを実現するため、さらに体系図で示した4つの目標に対する数値目標を定めます。

（1）みんなで農業に関わろう

新規就農への最初のステップが就農相談です。相談は例えば「北栄町農業に興味がある」というところから、継続的に相談会を重ね、関係機関と連携しながら就農まで支援をしていきます。

項目	現状 R2実績	中間目標 R8	目標 R13
新規就農者相談数	延べ74件	延べ80件	延べ90件

※まちづくりビジョン及び環境基本計画の数値と整合性を図る

15 KPI（ケーピーアイ）：一定の目標達成に向かってそのプロセスが順調に進んでいるかどうかを点検するための、もっとも重要な指標

(2) 所得を増やそう

大きな数値目標で示した1経営体あたりの農業売上額から、経費や専従者給与を引いた金額です。目標数値は令和3年度(2021年度)の所得額302万円が、平成26年度(2014年度)の所得額239.5万円と比較して増加率が125.9%であるため、目標年度である令和13年度(2031年度)の所得額も令和3年度(2021年度)と比較して同等の増加率で、設定しています。

項目	現状 R3実績	中間目標 R8	目標 R13
農業所得額	302万円	340万円	380万円

※1月～12月の暦年調査。年度は課税年度。数値は前年の所得額を反映

※抽出条件は売上額と同様

(3) 安定して農畜産物をつくろう

多面的機能活動支援交付金を受けて、令和2年度は1,397haにおいて水路や農道の保全管理、ひまわりの植栽等による景観形成、地元の子どもたちとともに行う田植え交流が農業者と多くの町民により行われました。

これらの活動が農業環境の整備保全及びその普及啓発となり、耕作放棄地化や災害を防ぐことにも繋がっています。

項目	現状 R2実績	中間目標 R8	目標 R13
多面的機能支払区域面積	1,397ha	1,440ha	1,480ha

※環境基本計画の数値と整合性を図る

(4) 食べよう 農業を知ろう

北栄町の学校給食の地産地消率は県内一であり、関係者・関係機関の連携により高い水準を維持しています。子どもの頃から地元の農畜産物にふれる機会を増やしていきます。

項目	現状 R2実績	中間目標 R8	目標 R13
学校給食の地産地消率	95%	96%	97%

※環境基本計画の数値と整合性を図る

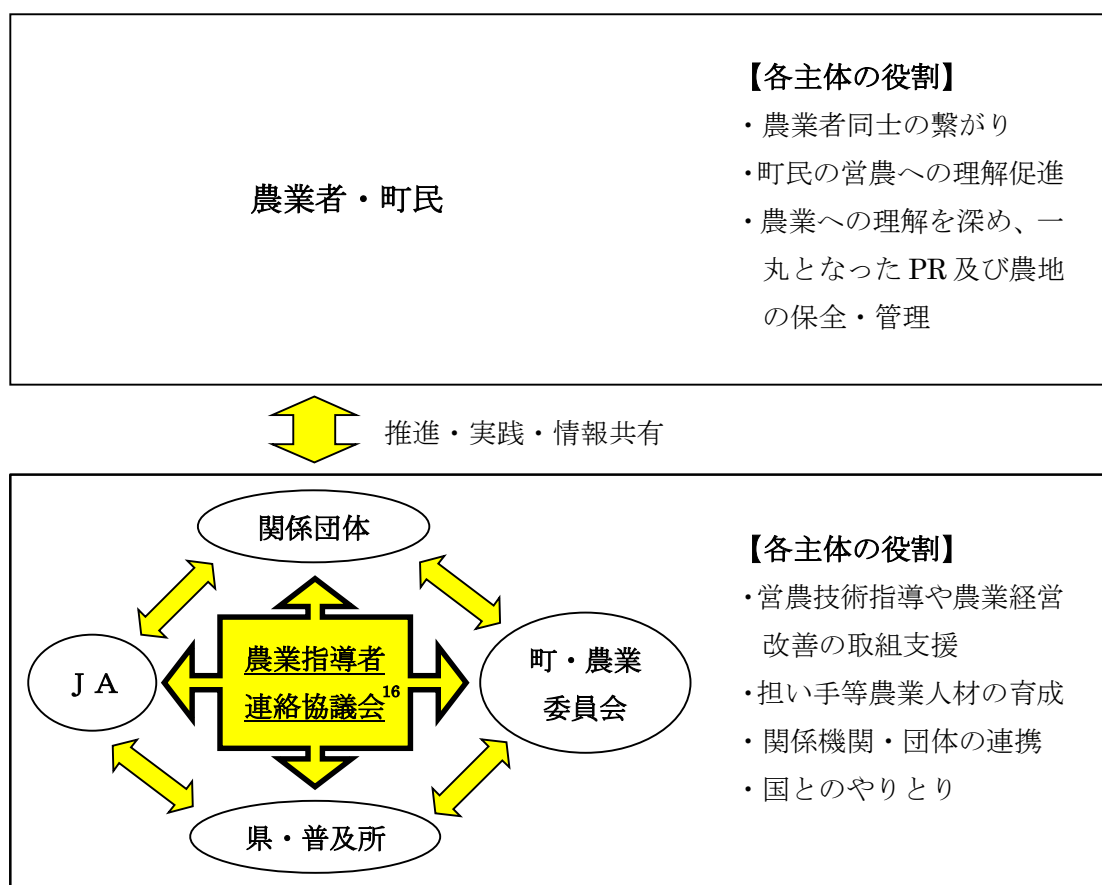
第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

農業者・町民・JA・その他農業関係団体及び町・農業委員会・県等の行政がお互いの役割を果たしながら連携して、本計画の推進と北栄町農業の振興を図ります。

推進に向けた関係者の役割、体制は次のイメージのとおりです。

[推進体制イメージ]



16 農業指導者連絡協議会：北栄町の農業の振興を図るための調査研究、計画立案及び各機関・団体の連絡協調を図るとともに、担い手への支援を行うための組織。担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付16経 営第8837号農林水産省経営局長通知）に定める協議会

2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策・事業は取り組めるものから、順次着手します。実施した施策・事業は、進捗状況を年次的に把握し、その成果を評価・検証して、計画達成のための効果的な施策の展開について検討します。検討にあたっては、農業指導者連絡協議会で、関係者の参加のもと広く意見を求めます。

また、5年を目途に必要なに応じて計画の見直しを行うとともに、本計画の趣旨や内容についてはホームページ等の媒体を活用して周知を図ります。

【具体的施策の問い合わせ先】

- J A北栄営農センター 49-1147 (販売・指導)
北栄資材センター 49-1143 (資材)

- 東伯農業改良普及所 52-2125
〔生産の助言指導〕

- 北栄町役場産業振興課 37-3152 (農林振興室)
〔制度に関すること、補助・助成など〕



西瓜の裏作でほうれん草を栽培



松神周辺の水田地帯



西瓜の露地栽培（トンネル）



ドリーム農場のいちご

【参考資料】

●新規就農者数

単位：人

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計	平均
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020		
独立就農者	7	3	1	0	2	1	4	-	
親元就農者	2	2	4	2	5	7	7	-	
町合計	9	5	5	2	7	8	11	47	7

●新規就農相談件数（延べ数）

単位：件

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計	平均
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020		
町内在住者	26	18	12	20	26	43	51	196	28
町外在住者	7	6	8	3	8	15	23	70	10
町合計	33	24	20	23	34	58	74	266	38

●農地面積の推移

単位：ha

年	S40	S55	H7	H22	H27	R2
	1965	1980	1995	2010	2015	2020
田	1,280	1,140	1,061	918	889	883
畑	1,470	1,430	1,374	1,302	1,310	1,290

※農林水産省「耕地面積調査」

●耕作放棄地と非農地化した面積

単位：ha

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
田		14.3	11.9	7.5	6.4	7.9	8.5	8.2
畑	砂丘地	37.6	32.9	20.8	19.1	16.0	14.2	17.3
	黒ぼく地	36.4	28.8	9.4	9.9	12.9	13.4	12.8
	果樹							
計		88.3	73.6	37.7	35.4	36.8	36.1	38.3
非農地化した面積		-	-	39.7	4.9	5.8	16.5	9.1

※農業委員会による荒廃農地全体調査より

●多面的機能活動組織数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
組織数	24	25	25	24	24	23	24

●認定農業者の推移

単位：経営体

年度	H7	H12	H17	H22	H27	R2
	1995	2000	2005	2010	2015	2020
農家戸数※	1,126	915	725	622	471	332
うち認定農業者	185	211	222	174	105	137
割合(%)	16%	23%	31%	28%	22%	41%

※農家戸数は農林業センサス「累計別農家の推移」より主業、準主業の合計値

●家族経営協定締結数

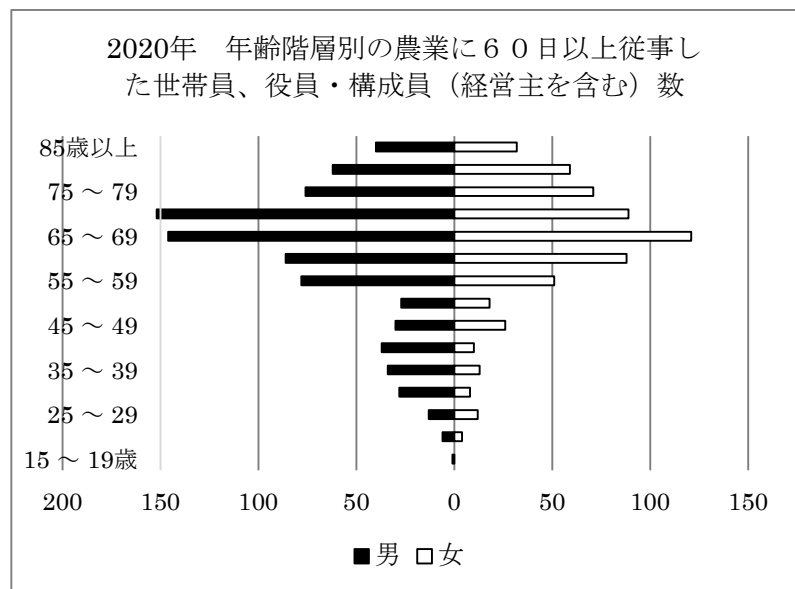
単位：経営体

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
締結数	4	1	1	17	0	0	0	0	0
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
締結数	0	1	1	31	5	22	0	1	2
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計	
締結数	12	4	5	3	4	6	6	126	

※現在も締結が続いている数、変更のあったものは最新の年度へ修正

●2020年 年齢階層別の農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員（経営主を含む）数

人	男	女
15～19歳	1	-
20～24	6	4
25～29	13	12
30～34	28	8
35～39	34	13
40～44	37	10
45～49	30	26
50～54	27	18
55～59	78	51
60～64	86	88
65～69	146	121
70～74	152	89
75～79	76	71
80～84	62	59
85歳以上	40	32
計	816	602
合計	1,418	



●北栄町主要作物の生産販売状況 ①生産者戸数 ②作付面積 ③販売額

		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
西瓜	① (戸)	236	229	225	217	215	211	210
	② (ha)	178	178	176	175	174	169	169
	③ (千円)	1,810,757	1,701,369	1,891,146	1,857,352	1,925,658	2,013,469	2,112,557
小玉西瓜	① (戸)	75	75	70	67	66	55	55
	② (ha)	20	20	18	18	15	15	13
	③ (千円)	85,034	76,116	85,660	95,719	96,447	90,905	117,466
らっきょう	① (戸)	274	255	233	206	207	189	181
	② (ha)	81.71	78.04	69.63	65.65	60.58	59.92	59.33
	③ (千円)	566,469	571,648	622,923	622,050	603,895	613,549	551,833
長芋	① (戸)	103	103	86	86	80	72	75
	② (ha)	10.6	8.31	7.36	7.36	6.51	6.44	7.00
	③ (千円)	82,529	71,902	62,000	58,456	43,440	48,916	46,265
ねばりっこ	① (戸)	100	100	102	104	102	95	96
	② (ha)	17.72	22.55	24.03	26.16	27.37	29.58	27.51
	③ (千円)	263,133	312,845	395,369	362,970	329,202	339,218	298,828
ぶどう	① (戸)	126	127	127	113	110	110	103
	② (ha)	33.5	32.6	31.4	30.4	25.1	24.7	23.5
	③ (千円)	175,688	192,374	193,849	193,976	186,668	192,670	211,371
白ねぎ	① (戸)	66	60	57	59	51	51	54
	② (ha)	17.5	12.4	10.3	9.83	14.7	15.4	14.9
	③ (千円)	105,658	111,526	97,111	140,550	109,071	118,658	100,603
葉たばこ	① (戸)	18	16	13	11	11	10	7
	② (ha)	23.1	20.9	17.8	14.2	13.8	11.2	7.7
	③ (千円)	98,135	102,731	84,861	79,869	61,166	60,888	49,480
花き ストック・シテ ポウケリ等	① (戸)	34	35	35	33	32	35	35
	② (ha)	10.8	11.1	10.8	10.5	10.5	10.3	11.1
	③ (千円)	182,843	170,891	166,055	201,732	175,472	202,316	169,335
ブロッコリー	① (戸)	66	58	55	57	36	33	29
	② (ha)	42	42	42	35	27.4	21.1	15
	③ (千円)	146,628	140,190	71,508	107,310	81,667	67,463	43,236
ほうれん草	① (戸)	71	71	74	70	64	63	63
	② (ha)	27.5	28	30	27.6	27	27	26
	③ (千円)	153,477	162,142	168,835	176,257	146,573	145,380	136,792

※葉たばこは西日本葉たばこ耕作組合調べ。その他はJA調べ（販売額は売上）。

●北栄町主要作物の生産販売状況 ①生産者戸数 ②作付面積・頭数 ③販売額

		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
トマト	① (戸)	59	59	57	56	56	55	53
	② (ha)	7.5	7.7	7.8	7.5	7.6	8.1	7.4
	③ (千円)	132,125	164,442	125,736	159,176	135,705	135,263	129,734
メロン類	① (戸)	60	72	71	67	64	61	60
	② (ha)	8.7	7.4	8.2	8.2	8.5	7.5	8.7
	③ (千円)	76,162	58,696	59,135	68,066	69,565	67,933	76,162
芝	① (戸)	49	44	42	39	38	41	35
	② (ha)	70	70	69	66	72	76	74
	③ (千円)	134,491	152,391	148,949	164,220	149,666	131,958	168,941
梨	① (戸)	39	40	40	40	37	34	33
	② (ha)	12.22	13.1	26.81	13.17	12.64	11.24	10.51
	③ (千円)	108,844	127,260	134,619	138,899	126,778	120,762	116,189
柿	① (戸)	216	212	202	144	138	130	120
	② (ha)	27.5	28.5	28.9	24.8	23.9	24.8	23.5
	③ (千円)	44,700	55,340	60,980	48,630	45,640	48,340	47,410
主食用米	① (戸)	793	747	722	707	685	656	627
	② (ha)	527	503	499	494	488	495	490
	③ (千円)	2,139,404	1,609,439	1,736,118	1,843,483	1,935,065	1,896,954	1,910,774
麦	① (戸)	8	8	10	10	11	11	10
	② (ha)	47	51.4	58.2	63.4	66.3	64.4	64.8
	③ (千円)	10,297	17,113	17,659	20,178	16,368	20,030	
大豆	① (戸)	17	16	15	16	16	19	16
	② (ha)	87.3	76.8	80.8	75.6	73.8	72.7	69.6
	③ (千円)	40,510	26,337	18,114	15,947	9,165	17,647	
畜産 (酪農)	① (戸)	6	6	6	5	5	5	5
	② (頭)	584	550	511	497	509	523	549
	③ (千円)	343,210	348,635	350,697	334,097	341,122	349,059	381,500
畜産 (肉用牛)	① (戸)	9	9	9	6	5	5	5
	② (頭)	1,620	1,580	1,240	920	840	740	610
	③ (千円)	432,897	552,146	463,717	324,789	311,883	283,771	219,983
畜産 (豚)	① (戸)	2	1	1	1	1	1	1
	② (頭)	1,070	1,150	1,070	1,160	850	580	580
	③ (千円)	81,449	85,517	74,443	85,519	56,198	40,981	41,745

※芝は(株)チュウブ、鳥取県芝生産組合調べ。畜産(酪農)は大山乳業農業協同組合調べ。その他はJA調べ(販売額は売上、柿はH29より琴浦町分含む。主食用米の販売額はJA鳥取中央管内全域分)。

北栄町農業のまちづくり条例（平成25年条例第16号）

（目的）

第1条 この条例は、農業を北栄町(以下「町」という。)の基幹産業と位置づけ、環境の保全に配慮した農業の持続的な振興及び発展を図り、農業のまちづくりを推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業のまちづくりを推進するために、次に掲げることを基本理念とする。

- （1）消費者に新鮮で安心・安全な農産物を供給し、次世代に継承していくこと
- （2）担い手を確保し、自然環境と調和した持続的な農業の発展を図ること
- （3）将来にわたって、農業に夢と希望を持ち、確かな豊かさを実感すること

（役割）

第3条 町・農業者・町民は、関係機関と連携し、農業のまちづくりの推進に努めるものとする。

（農業振興基本計画）

第4条 町は、農業のまちづくりを推進するため、北栄町まちづくりビジョンを踏まえ、農業振興基本計画を策定するものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成25年9月19日から施行する。

北栄町農業振興基本計画策定委員会

委員長	永田 恭彦	1号委員	北栄町農業委員会会長
委員	井中 信一	2号委員	大栄町土地改良区理事長
委員	戸田 勲	3号委員	鳥取中央農業協同組合代表理事常務
委員	妹尾 秀司	4号委員	鳥取県中部総合事務所農林局長
委員	小椋 秀一	5号委員	北栄町商工会事務長
副委員長	村岡 佑基	6号委員	北栄町認定農業者協議会役員
委員	中村 昭康	7号委員	(農)田井宮農組合代表理事
委員	高濱 国彦	7号委員	北栄町酪農組合組合長
委員	山脇 篤志	7号委員	大栄西瓜組合協議会会長
委員	吉本 哲明	7号委員	長芋生産部部長
委員	田村 剛	8号委員	鳥取短期大学生活学科情報・経営専攻准教授
委員	杉川 一二美	9号委員	公募
委員	森本 真理子	10号委員	北栄町女性団体連絡協議会会員



第2次北栄町農業振興基本計画

発行日 令和4年3月発行

発行 北栄町

編集 北栄町産業振興課

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

TEL (0858)37-3152 FAX(0858)37-5339

e-mail sangyo@e-hokuei.net

HP <http://www.e-hokuei.net/>